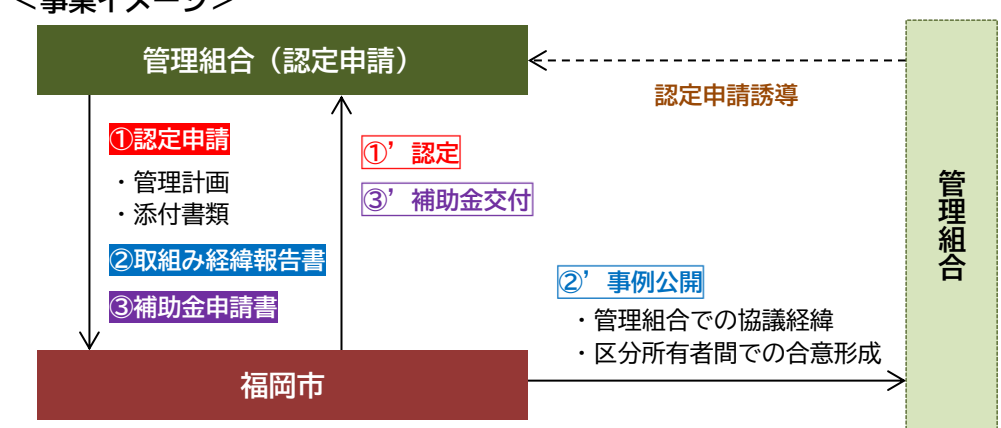


次年度開始予定の施策について

①管理計画認定促進・普及啓発事業（仮称）	
主な事業内容	マンション管理計画認定制度の立上げ期における周知及び申請促進のため、申請書等の作成等に係った費用の一部を補助 ※補助金申請者には、管理計画の認定を取得するまでの協議や区分所有者間での合意形成に係る取組み経緯などの情報提供を条件付け（市がHP等で事例として公開） <事業イメージ> 
事業期間	令和4年度から令和6年度（3年間） ※3年後、管理計画の認定状況等を踏まえ、必要性及び内容について改めて検討
補助金名称	マンション管理計画認定申請検討経費補助金
補助率及び補助限度額等	補助対象経費の1/2（上限：5万5千円） 件数：8件
補助対象経費	(1) 管理計画の認定申請に係る合意形成にかかる費用 (2) 管理計画認定申請書の作成にかかる費用 など ※申請手数料は対象外

②マンション再生等支援事業（仮称）	
主な事業内容	高経年マンションの再生に向けた初期段階での合意形成を図るための基礎的な調査や検討に要する経費を補助
補助金名称	マンション再生検討経費補助金
補助対象	再生等を検討している管理組合で以下を満たすもの ・区分所有マンションであること ・専有面積の1/2以上が住宅用途であること ・建替え決議、敷地売却決議等がなされていないこと など
補助率及び補助限度額等	補助対象経費の1/2（上限：30万円） 件数：5件
補助対象経費	(1) マンションの現状調査にかかる経費 (2) 区分所有者等の意向調査等にかかる経費 (3) マンションの再生等の手法検討にかかる経費 (4) マンションの再生等や修繕・改修の比較検討にかかる費用 (5) 管理組合における検討組織の運営にかかる費用 など

③管理不全マンション等継続支援事業（仮称）									
主な事業内容	適正な管理が行われていないマンション管理組合に対し、一定の管理水準に達するまで専門家の派遣等により継続的な運営支援 <事業イメージ> <pre> graph LR A[マンション実態調査 R3年度 R3.6~] --> B[支援事業 対象抽出] B --> C[支援制度案内 文書送付 R4.4] C --> D[回答があった 組合と協議] D --> E[支援組合決定 R4.5] E --> F[派遣申請] F --> G[専門家派遣] G --> H[相談実施] H -- "月2回を想定" --> F </pre> 〔凡例〕 市 管理組合								
支援対象等	福岡市マンション管理適正化推進計画（案）で定める、「助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安」に該当する管理組合 <福岡市マンション管理適正化推進計画（案）P56 より> <table border="1"> <tr> <td>1. 管理組合の運営</td><td>(1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること (2) 集会を年に一回以上開催すること</td></tr> <tr> <td>2. 管理規約</td><td>管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと</td></tr> <tr> <td>3. 管理組合の経理</td><td>管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること</td></tr> <tr> <td>4. 長期修繕計画の作成及び見直し等</td><td>(1) 適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと (2) 長期修繕計画を作成し、必要に応じ、その見直しを行うこと</td></tr> </table> 件数：5 組合	1. 管理組合の運営	(1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること (2) 集会を年に一回以上開催すること	2. 管理規約	管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと	3. 管理組合の経理	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること	4. 長期修繕計画の作成及び見直し等	(1) 適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと (2) 長期修繕計画を作成し、必要に応じ、その見直しを行うこと
1. 管理組合の運営	(1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること (2) 集会を年に一回以上開催すること								
2. 管理規約	管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと								
3. 管理組合の経理	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること								
4. 長期修繕計画の作成及び見直し等	(1) 適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと (2) 長期修繕計画を作成し、必要に応じ、その見直しを行うこと								
支援内容	マンション管理士等専門家の派遣による、継続的な管理運営支援 ・区分所有者に向けた意識啓発の実施 ・管理規約の作成支援 ・長期修繕計画の作成支援 など								

④マンションライフサイクルシミュレーション相談の特別相談窓口設置	
主な事業内容	マンションの平均的な大規模修繕工事費用や修繕積立金の負担額等を試算でき、修繕積立金の見直し等に活用できる住宅金融支援機構の「マンションライフサイクルシミュレーション」を用いた市の特別相談窓口を追加設置（無料）
開催頻度	月1回（60分程度／件）
相談対応者	住宅金融支援機構 職員